

第25回参議院議員通常選挙に伴う在外投票の実施について

第25回参議院議員通常選挙に伴う、在外投票のうち、在ルーマニア日本国大使館における「在外公館投票」は、終了しましたので御案内します。

なお、他の在外公館では、終了していない公館もあり得ます。以下「在外公館投票」欄のリンク先を御参照ください。

1. 選挙の日程

○ 公示日 : 令和元年 7月 4日 (木)

○ 在外公館投票の開始日 : 令和元年 7月 5日 (金)

なお、在ルーマニア日本国大使館における在外公館投票は終了しました。

○ 日本国内の投票日 : 令和元年 7月21日 (日)

2. 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方は、以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

3. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。御自身に合った投票方法を知るには、以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

在外公館投票

在ルーマニア日本国大使館における在外公館投票は、終了しました。

その他の在外公館の終了日については、以下のリンク先を御参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html

郵便等投票

請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書及び選挙人証を送付します。

請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下のリンク先の外務省ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の7月21日(日)の投票所閉鎖時刻(原則として午後8時)までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後3か月間)は、在外選挙人証を提示して、下記(1)～(3)のいずれかの方法で投票できます。

【国内投票日の前日まで】

(1) 期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

(2) 不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

(3) 投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

○選挙公報が以下のリンク先の各選挙管理委員会のホームページに掲載されています。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/links/senkan/index.html

○候補者情報は、以下のリンク先を御利用ください。

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/25hce/index.html>

5. その他

※平成 27年の公職選挙法改正により、「鳥取県及び島根県」、「徳島県及び高知県」はそれぞれ二つの県を一つの選挙区とする合区に変更されていますので、投票に際して御注意ください。

・参議院選挙区の区割りの改訂等については、以下のリンク先の総務省ホームページを御参照ください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/san_gouku/

(了)